

平成30年3月

お取引先さま 各位

株式会社 池田泉州銀行
アジアチャイナ推進部

仕向送金取引における適法性確認へのご協力のお願い

いつも、池田泉州銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

金融機関は仕向送金の受付時に外為法等の適法性を確認することが義務づけられています。この確認義務を履行する為、仕向送金のお取引時には下記の入力にご協力いただきますようお願いいたします。

今後とも一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「原産地」、「船積地」、「仕向地」

仕向送金の送金目的が「輸入」または「仲介貿易」の場合、「原産地」、「船積地」、「仕向地」の入力を必須としておりますので入力をお願いします。なお、「船積地」、「仕向地」は都市名を入力ください。

送金理由が「輸入」、「仲介貿易」の場合、「原産地」、「船積地(都市名)」、「仕向地(都市名)」を必ず入力してください。

◎ 送金目的・許可等	
送金目的※	輸入 資本 仲介貿易 その他 送金目的情報を表示
送金理由※	の場合には、具体的商品名を登録してください。
原産地	<input type="text"/> (半角英数記号65文字以内)
船積地(都市名)	<input type="text"/> (半角英数記号65文字以内)
仕向地(都市名)	<input type="text"/> (半角英数記号65文字以内)
外国為替及び外国貿易法に基づく許可等※	<input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/> 必要 許可日付 <input type="text"/> カレンダーを表示 許可番号 <input type="text"/>

2. 送金理由

送金理由は詳細な内容の入力をお願いします。「MARINE PRODUCTS」、「GENERAL MERCHANDISE」等の抽象的表現、「～他、～等」の記載がある場合、弊行担当者よりお問い合わせさせていただくことがありますのでご協力をお願いいたします。

お問い合わせにつきましては、お取引店の窓口もしくは右記までお願いします。

Web外国為替サービス・ヘルプデスク
フリーダイヤル：0120-86-5950
受付時間／平日 9:00～17:00
(土・日・祝は休業)